

**令和 8 年度 関東信越厚生局
地域包括支援センターの事業評価を通じた機能強化のための研修会
地域包括支援センターの事業評価（運営状況調査）について**

令和 8 年 6 月 19 日

厚生労働省

老健局 認知症施策・地域介護推進課

地域づくり推進室

企画調整係長 宇山 裕

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

目 次

- 1 事業評価指標の見直し
- 2 事業評価により期待したいこと
- 3 令和7年度データにもとづくフィードバック
- 4 （参考）制度改革

事業評価指標の見直し

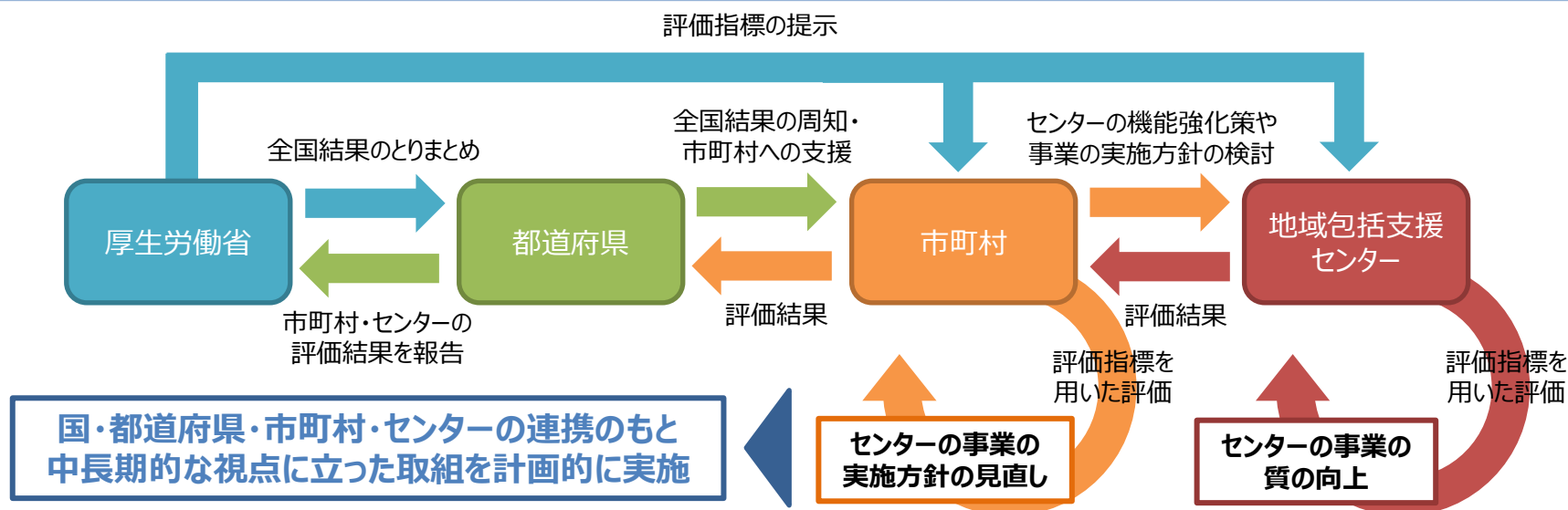
ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

地域包括支援センターにおける計画的な取組推進のための事業評価について

- 地域包括支援センターは、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする。地域の関係者とのネットワークの下、総合相談支援などの包括的支援事業や介護予防支援等の支援を行うとともに、こうした取組を通じて**市町村と一体となって地域課題の把握やその対応策の検討等を行う**ことが期待される。
- 地域包括支援センターが求められる機能を発揮するためには、**業務負担軽減を含めた業務改善を推進する**とともに、**中長期的な視点に立った取組を市町村が計画的に進めていく**ことが重要。
- そのため、**地域包括支援センターの設置者は、実施する事業について自己評価を行い、質の向上を図ること、市町村は、定期的に地域包括支援センターの事業の実施状況について評価を行い、必要に応じて事業の実施方針の見直し等の措置を講じること**とされている。（介護保険法115条の46第4・9項）



【参考】介護保険法115条の46（抜粋）

4 地域包括支援センターの設置者は、自らその実施する事業の質の評価を行うことその他必要な措置を講ずることにより、その実施する事業の質の向上を図らなければならない。

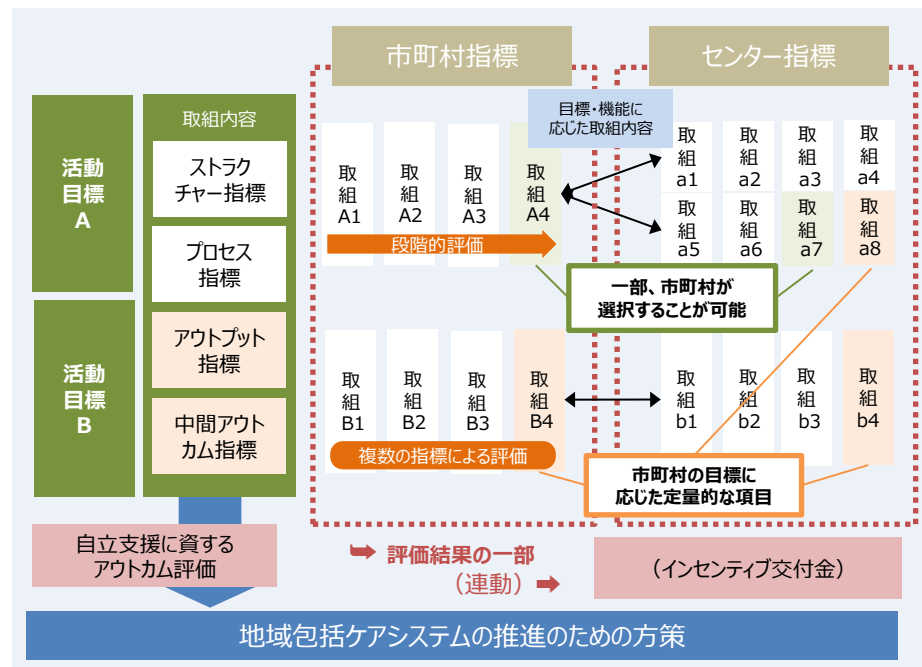
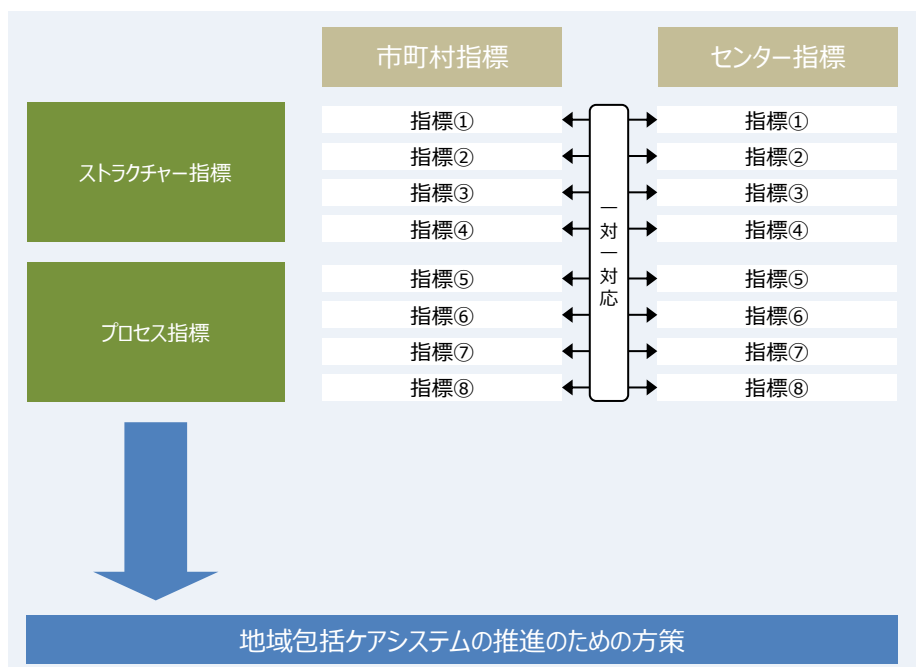
9 市町村は、定期的に、地域包括支援センターにおける事業の実施状況について、評価を行うとともに、必要があると認めるときは、次条第一項の方針の変更その他の必要な措置を講じなければならない。

地域包括支援センターの事業に係る評価指標の見直しについて

地域包括支援センターの事業に係る国が定める評価指標については、策定から5年間、センターが行う最低限の業務チェックリストとして、また、センターと市町村との連携強化のためのコミュニケーションツールとして寄与してきたところ、今般、法の趣旨を踏まえ、より一層センターが地域包括ケアシステムの中核機関としての機能を果たすための事業を効果的に実施できるよう、**評価指標の体系化・簡素化**を図りつつ、**市町村の目標や地域の状況に応じた柔軟な評価**を行うための見直しを行う。

<見直しの具体的なポイント>

- ① 目標ごとに指標を統合し**体系化・簡素化**を図るとともに、センター指標・市町村指標を一対一对応ではなく、個々の機能に応じた内容に見直し
 - ② 人口規模や地域課題等の圏域ごとの状況を踏まえた評価を行うことができるよう、**段階的項目**や**選択的項目**を指標として設定
 - ③ 中長期的な視点に立った目標に応じた達成状況の評価を定量的に行うため、**アウトプット指標・中間アウトカム指標**を設定
- ※ このほか評価を可視化（数値化）できるよう市町村が柔軟に項目ごとの配点を設定できるよう見直し



新評価指標の全体構成

評価分野		旧	新
		指標数	活動目標数
地域包括ケアシステムの構築・推進	市町村	(新設)	1
	センター	(新設)	1
組織・運営体制	市町村	1 9	6
	センター	1 9	5
総合相談支援事業	市町村	6	3
	センター	6	7
権利擁護事業	市町村	4	2
	センター	5	3
包括的・継続的ケアマネジメント支援事業	市町村	6	2
	センター	6	3
地域ケア会議	市町村	1 3	5
	センター	9	3
介護予防ケアマネジメント・介護予防支援	市町村	6	3
	センター	5	2
包括的支援事業（社会保障充実分）※旧・事業間連携	市町村	5	2
	センター	5	2
計	市町村	5 9	2 4
	センター	5 5	2 6

・評価指標の内容を含め、地域包括支援センター運営状況調査を**Web上のシステム**で実施

・事業レベルではなく、**地域の分析結果を踏まえた中長期的な視点**に立った対応ができているかを把握するための活動目標を新設

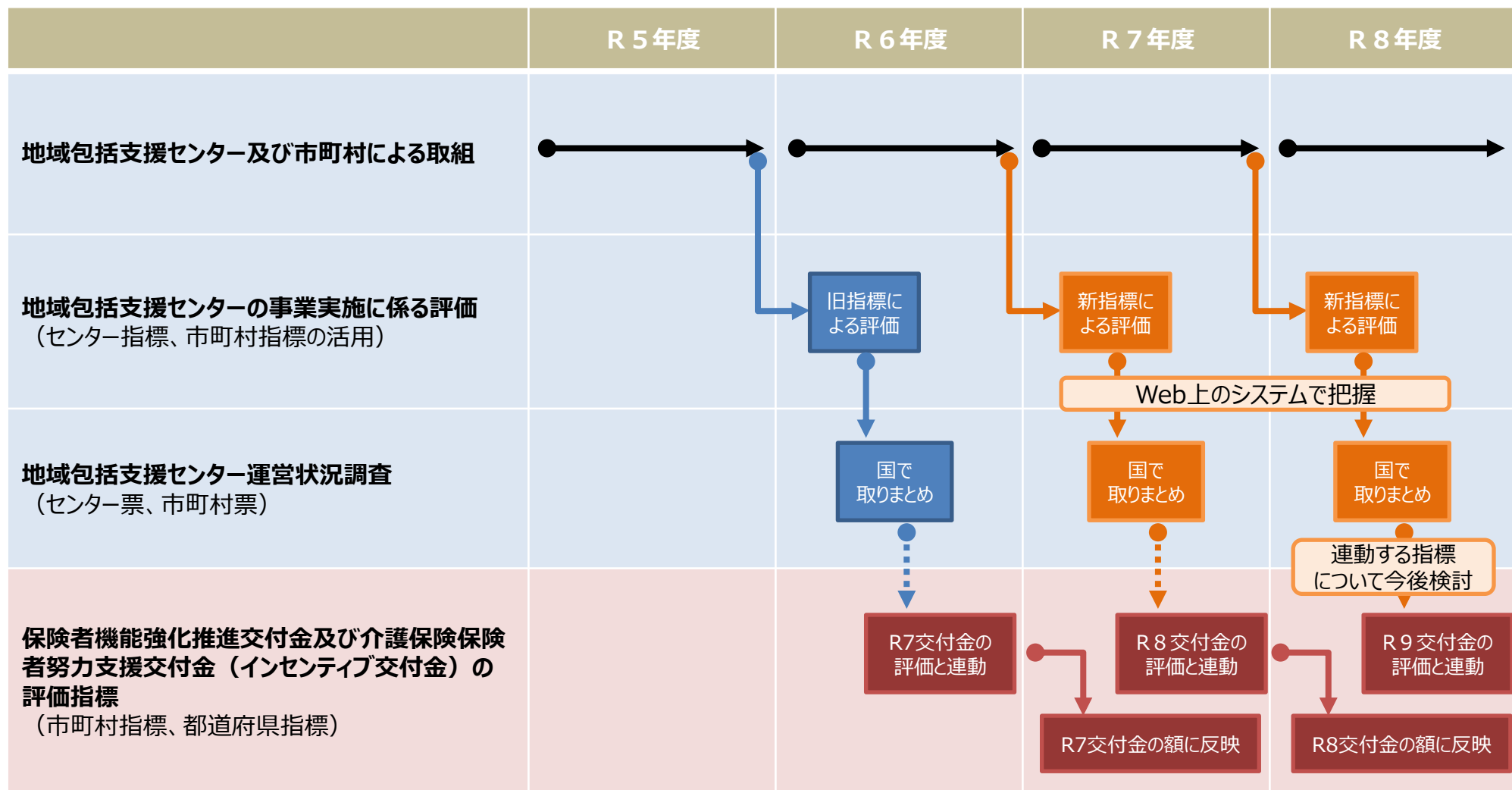
・活動目標ごとに指標を統合し、**体系化・簡素化**

・人口規模や地域課題等に応じて市町村の実情に応じた評価を行うことができるよう、**段階的項目**や**選択的項目**を指標として設定

・達成状況の評価を定量的に行うことができるよう、**アウトプット指標・中間アウトカム指標**を設定

・各市町村において各項目を1点と配点したり、特に機能強化を図りたい項目に重み付けをしたりして**数値化**し、評価を可視化することも可能

新評価指標の活用に関するスケジュール（イメージ）



地域包括支援センターの事業評価に関連したこれまでの通知等

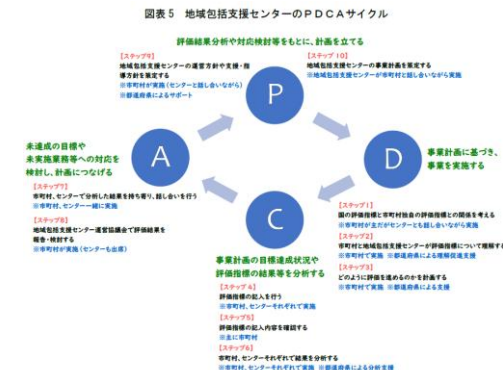
■ 地域包括支援センターの事業評価を通じた機能強化について（通知）

- ・介護保険最新情報Vol.1271（令和6年6月7日）に改正内容を整理
<https://www.mhlw.go.jp/content/001261921.pdf>
- ・総合事業の関係規程等に関する厚労省ホームページ内にも全文掲載
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000184585.html>

■ 評価指標活用の手引き（令和元年度老健事業）

- ・地域包括ケアシステムに関する厚労省ホームページ内に掲載
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/chiiki-houkatsu/
https://www.murc.jp/wp-content/uploads/2020/04/koukai_200424_3_2.pdf

※旧指標による評価の開始時に策定されたもの



今般、新指標による評価結果を踏まえて、新たなフィードバックシートを作成
（令和8年度以降、より効果的な事業評価手法について検討・周知予定）

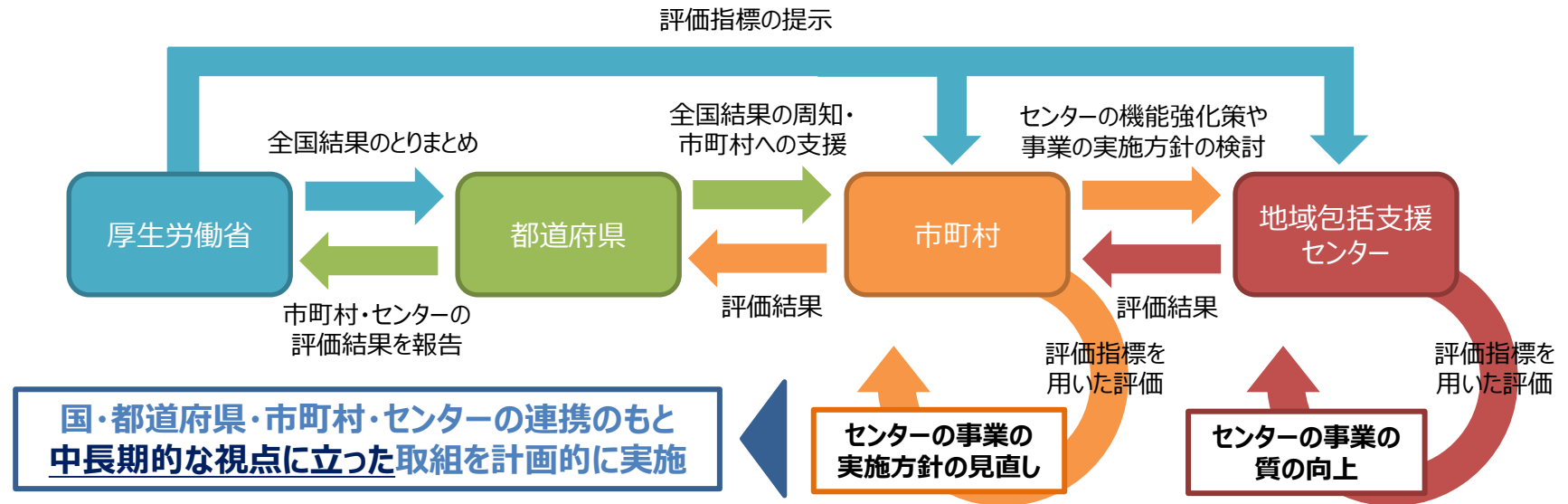
事業評価により期待したいこと

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

地域包括支援センターの事業評価が目指すのは？



市町村と地域包括支援センターがともにコミュニケーションを取りながら、結果を確認・分析し、センターが日頃抱える課題の整理や、人員体制の検討、事業計画や関連事業の見直し等に役立てる。



市町村自身も、センターからのフィードバックを受けながら、自市町村の事業の実施方針等の見直しに役立てる。



都道府県においても、県内市町村やセンターの状況を把握し、必要な支援策の検討に役立てる。



「点数をつけること」「センターを順位づけすること」「指摘・指導すること」を目的とするものではない。



大切なのは、対話を通して認識を共有し、
具体の課題や対応策をともに検討していくことだと考えます

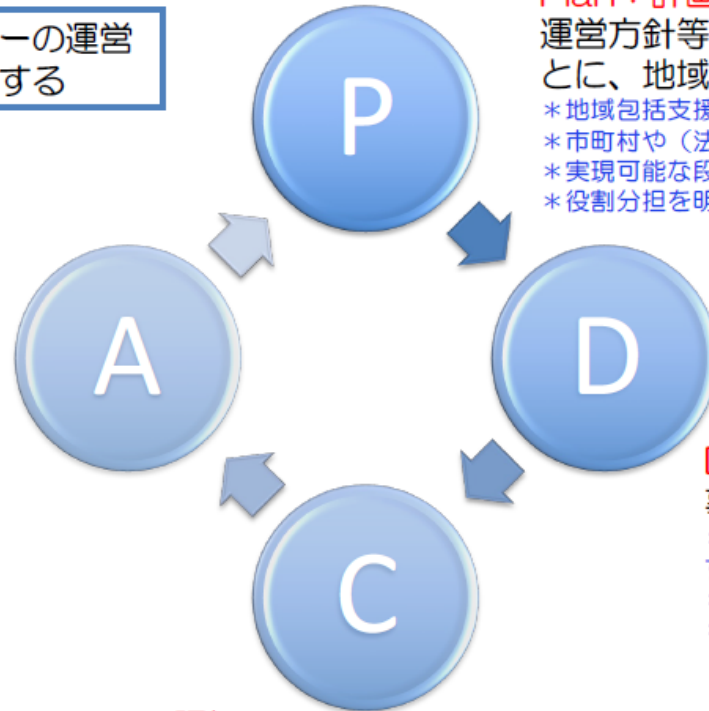
地域包括支援センターのPDCAサイクル

市町村が地域包括支援センターの運営方針や支援・指導方針を策定する

Action：改善

未達成の目標や課題等への対応を検討する

- * 地域包括支援センター職員全員で検討すること
- * 市町村や（法人）と検討すること
- * 地域包括支援センター運営協議会で検討すること



Plan：計画

運営方針等に従い、評価結果分析および対応検討等をもとに、地域包括支援センターの事業計画を策定する

- * 地域包括支援センター職員全員で協議して策定すること
- * 市町村や（法人）と検討すること
- * 実現可能な段階的目標を具体的に設定すること
- * 役割分担を明確にすること

Do：実施

事業計画にもとづき事業を実施する

- * 地域包括支援センター職員全員のチームアプローチで実施すること
- * 市町村や（法人）と協働すること
- * 目標達成状況を把握し必要に応じて対処すること

Check：評価

事業計画の目標達成状況を評価する

国および市町村の評価指標に入力し、その結果を分析する

- * 地域包括支援センター職員全員で協議して評価すること
- * 市町村や（法人）と協議して評価すること
- * 地域包括支援センター運営協議会で協議して評価すること

市町村の運営・実施・委託方針 ⇔ 地域包括支援センターの事業計画・目標

お互いに確認しながら、さらなる改善を図っていくことが重要

ロジックモデルによる地域包括支援センターの事業の評価例

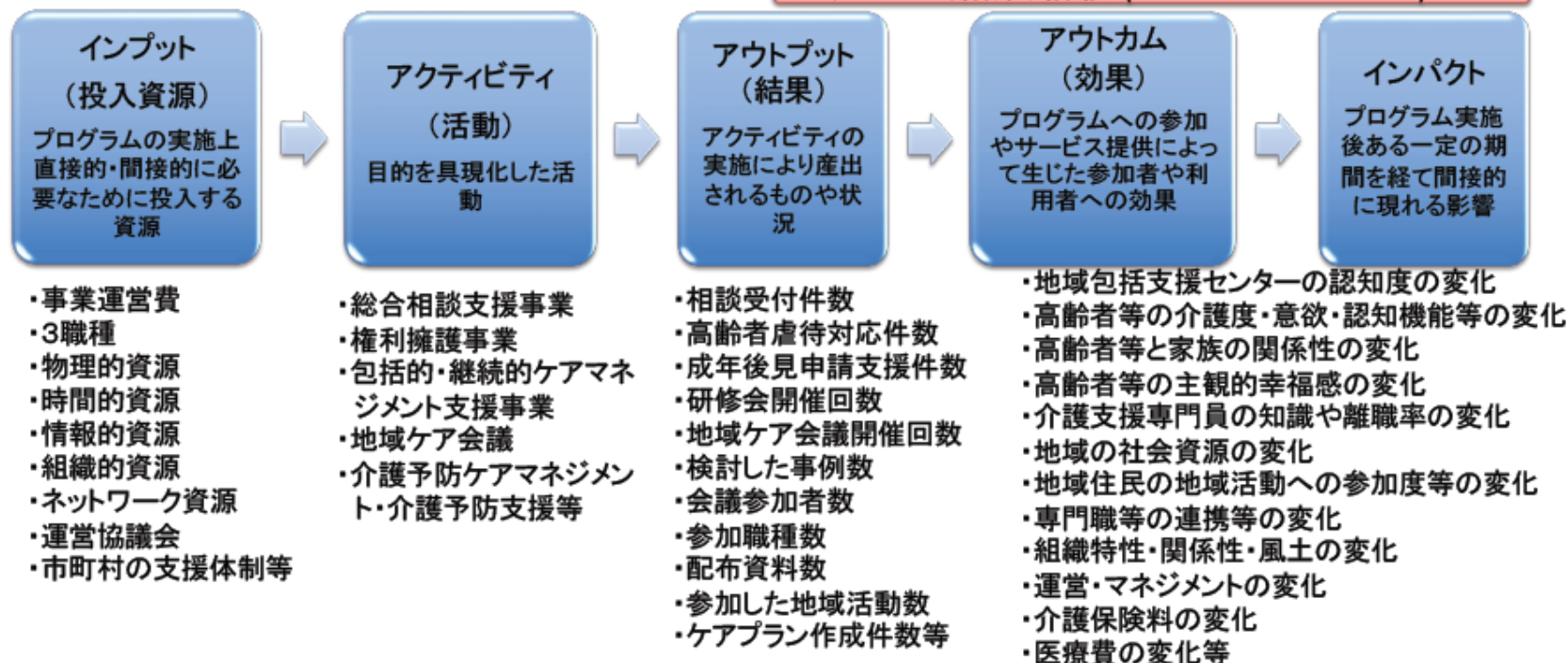
アウトプットやアウトカム、さらにその先のインパクトを意識しながら・・・

- ・ 地域包括支援センターがより効果的・効率的に機能することで、最終的に、地域住民や地域の関係者にどのような影響を与えていくことができるのか？
- ・ 圏域、市町村、都道府県として、どのように地域包括ケアシステムを深化させ、地域共生社会を実現していきたいのか？

ストラクチャー（構造）評価 (structure evaluation)

プロセス（過程）評価 (process evaluation)

アウトカム（結果）評価 (outcome evaluation)



※ロジックモデル：プログラムをどのように運営すると利用者への変化・変容を促すのかを明らかにするためのツール

新評価指標の特徴を踏まえた活用可能性① — 新たな評価分野 —

事業レベルではなく、地域の分析結果を踏まえた中長期的な視点に立った対応ができているかを目標・取組として新設

1. 地域包括ケアシステムの構築・推進

活動目標		取組内容 (ストラクチャー、プロセス、アウトプット、中間アウトカム)	趣旨・考え方	留意点	時点	種別
1	1	市町村全体を踏まえた担当圏域の現状および将来像やニーズを把握する	A 人口動態、市町村が行う介護予防・日常生活圏域ニーズ調査、在宅介護実態調査の結果等の量的データによって、地域の高齢者に係る現状や将来の状況等を把握しているか	・いずれかの量的データによって、市町村全域や担当圏域の現状や将来予測等（例：高齢化率や世帯状況の推移、高齢者のニーズ等）を把握し、その記録がある場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。	評価実施年の4月末時点の状況	並列
				・いずれかの計画を確認して、市町村または担当圏域の高齢者に係る課題（例：75歳以上の者の転入が多く軽度者の介護サービス需要が増す見込み等）を把握し、その記録がある場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。	評価実施年の4月末時点の状況	
				・センターで実態調査を実施していない場合は、項目を <u>満たしていないもの</u> として取り扱う。	評価実施年の4月末時点の状況	
				・相談内容の分析または地域ケア会議等によって、担当圏域の課題等（例：移動手段の不足、情報周知の未徹底等）を把握し、その記録がある場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。	評価実施年の4月末時点の状況	
		B 介護保険事業計画、老人福祉計画、地域福祉計画等から、地域の高齢者に係る課題等を把握しているか	センター業務を実施する前提となる地域アセスメントを行い、担当圏域の現状および将来像やニーズ等を把握しているかを評価する。			
		C センターが行う実態調査によって、担当圏域の現状やニーズを把握しているか				
		D 相談内容や地域ケア会議等の内容を分析し、担当圏域の地域課題を把握しているか				

地域包括ケアシステムの構築・推進にあたって、市町村と地域包括支援センターがそれぞれ果たせるとよい役割は？

新評価指標の特徴を踏まえた活用可能性② 一段階的な項目

2. 組織・運営体制

活動目標ごとに複数の
取組内容を提示し体系化

フェーズを
段階的に設定

活動目標			取組内容 (ストラクチャー、プロセス、アウトプット、中間アウトカム)		趣旨・考え方	留意点	時点	種別
2	1	市町村の実施方針に従って、地域包括支援センターの機能強化に向けた事業計画を作成し、必要に応じて業務改善を図る	A	市町村が定めるセンターの事業の実施方針の内容に沿って、センターの事業計画を策定しているか	市町村の実施方針や担当圏域の地域課題等を踏まえて、事業計画の作成、重点目標を設定し、必要に応じて業務改善を図っているかを評価する。	・データまたは紙面等で策定されている場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。	評価実施年の4月末時点の状況	段階
			B	当該年度のセンターの事業計画に、前年度の事業評価における課題への適切な対応策を含めているか		・当該年度のセンターの事業計画に、前年度の事業評価で取り上げた課題に対して適切な対応策が記載されている場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。 ・前年度の事業評価で課題が把握されなかった場合も、項目を満たしているものとして取り扱う。	評価実施年の4月末時点の状況	
			C	市町村の実施方針や担当圏域の地域課題等を踏まえ、センターの事業計画に重点目標を設定しているか		・重点業務を定めた検討の記録（検討に関する会議のメモ、議事録等）が残され、かつセンターの事業計画に重点目標として記載している場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。	評価実施年の4月末時点の状況	
			D	センターの事業計画の重点目標に基づいて達成状況を分析し、必要な業務改善を行っているか		・前年度のセンターの事業計画の達成状況およびその背景を分析して、センターの業務改善が図られている場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。 ・前年度の分析で業務改善が必要な事項がなかった場合も、項目を満たしているものとして取り扱う。	評価実施年の4月末時点の状況	

基本的な取組

段階的評価

より高度な取組

より高度な取組ができているセンター・市町村はどのような工夫をしている？
取組に困難を抱えているセンター・市町村に対してはどのように支援ができる？

新評価指標の特徴を踏まえた活用可能性③ – 市町村が選択可能な項目・アウトプット指標 –

3. 総合相談支援事業

活動目標			取組内容 (ストラクチャー、プロセス、アウトプット、中間アウトカム)		趣旨・考え方	留意点	時点	種別
7	1	地域包括支援ネットワークを構築する	A	地域における関係機関・関係者のネットワークについて、構成員、連絡先、特性等に関する情報をマップまたはリストで管理しているか	すべてのセンター業務の基盤であり、ニーズ発見や支援機能等を果たす地域包括支援ネットワークを構築できているかを評価する。	・介護サービス事業者、医療機関、民生委員のいずれの情報も管理している場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。 ・データまたは紙面で整備されており、逐次見直しを行っている場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。	評価実施年の4月末時点の状況	並列
			B	気になる高齢者等に関して、関係機関、民生委員、地域住民から連絡が寄せられるネットワーク体制を構築しているか		・日頃より関係者から地域の情報が寄せられる状況にある場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。	評価実施年の4月末時点の状況	
			C	相談経路を分析して、高齢者等への支援に必要な新たな支援機関等と連携しているか		・相談経路を分析したうえで、すでに十分に連携できしており、新たな支援機関等との連携が不要と判断された場合も、項目を満たしているものとして取り扱う。	評価実施年の4月末時点の状況	
			D	【市町村により選択】 高齢者福祉分野以外の関係機関・関係者と意見交換する機会を設けるなど、分野を横断した新たなネットワークを構築しているか		・関係者と意見交換をする機会を設けるなどしたうえで、すでに十分に分野を横断したネットワークを構築しており、新たなネットワークの構築が不要と判断された場合も、項目を満たしているものとして取り扱う。	評価実施年の4月末時点の状況	
市町村が選択可能な任意の項目を設定								
11	5	【市町村により選択】*アウトプット指標* 高齢者福祉分野以外の機関からの照会件数			地域包括支援ネットワークの構築状況を評価する。	<記載方法の例> ・前年度に総合相談として対応した件数を記載する。	左記参照	
12	6	【市町村により選択】*アウトプット指標* 1年間の相談件数			総合相談の対応状況を評価する。	<記載方法の例> ・前年度にセンターで対応した相談件数について記載する。	左記参照	
13	7	【市町村により選択】*アウトプット指標* 支援を拒否する高齢者等へのアウトリーチのケース数			総合相談の対応状況を評価する。	<記載方法の例> ・前年度に、支援を拒否したり、会うことができないような高齢者等にアウトリーチをしたことのあるケース数を記載する。	左記参照	

市町村が選択可能な
任意の項目を設定

アウトプット指標や
中間アウトカム指標を設定

市町村指標では、
当該評価分野に
「アウトプット指標または
中間アウトカム指標を
設定しているか」を
項目のひとつとして設定

市・県として継続的に
把握したいデータや、
センターに重点的に
取り組んでもらいたい
取組・成果はあるか？

➡手引きの参考資料に、
市町村独自のアウトプット・
アウトカム指標の例を紹介

令和 7 年度データにもとづく フィードバック

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

市町村における地域包括支援センター事業評価指標の分析に関する調査研究

【目的】 令和7年度から開始された新たな地域包括支援センター事業評価指標に関して、以下3つの目的を掲げた。

- ① 新指標に基づく全国の実態の把握
 - ・ 令和7年度センター運営状況調査結果の二次分析
- ② 都道府県・市町村・センターに対する実効的なフィードバック方法の検討
- ③ 新指標の効果的な活用および展開のあり方に関する検討
(インセンティブ交付金評価指標への反映可能性を含む)

<新指標の特徴>

- ・ 目標ごとに指標を統合し**体系化・簡素化**
- ・ 「地域包括ケアシステムの構築・推進」という新たな評価分野(領域)の追加
- ・ 一部の指標は、市町村が選択可能な**選択的項目**を指標として設定
- ・ **アウトプット指標・中間アウトカム指標**を設定し、数値により可視化

【検討方法】 有識者からなる委員会を設置した。

氏名(仮名)	所属
大野 政昭	国立保健医療科学院 医療・福祉サービス研究部
角地 孝洋	小松市 健康福祉部
◎ 高良 麻子	法政大学 現代福祉学部
田中 明美	奈良県 福祉保険部
辻 敏子	全国地域包括・在宅介護支援センター協議会
山田 圭子	(公財)老年病研究所 前橋市地域包括支援センター西部

【①新指標に基づく全国の実態の把握】

- 令和7年10月31日時点における令和7年度の地域包括支援センター運営状況調査結果を二次分析(1,741市町村、5,362センター)

領域	市町村指標		センター指標	
	R7 全国平均 (新指標)	R6 全国平均 (旧指標)	R7 全国平均 (新指標)	R6 全国平均 (旧指標)
1 地域包括ケアシステムの構築・推進	69.7%	なし	88.3%	なし
2 組織・運営体制	73.9%	86.9%	90.5%	91.3%
3 総合相談支援事業	84.8%	87.5%	91.1%	93.4%
4 権利擁護事業	87.0%	91.1%	91.0%	92.8%
5 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業	67.8%	72.7%	78.2%	85.5%
6 地域ケア会議	74.4%	70.3%	88.2%	87.0%
7 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援事業	54.8%	72.7%	86.6%	83.9%
8 包括的支援事業(社会保険充実)	90.8%	90.8%	91.5%	90.2%

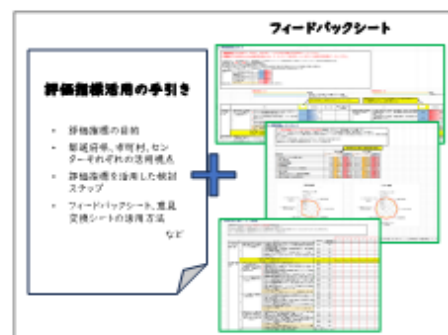
- ◆ 新設された「地域包括ケアシステムの構築・推進」に関する領域の実施割合は、市町村指標では約7割、センター指標では約9割であった。
- ◆ 市町村指標については、実施の有無にばらつきのある項目もあったが、センター指標については、旧指標と同様に、市町村指標と比較して全体的に実施割合が高かった。
- ◆ 市町村の取組内容とセンターの取組内容の関連について重回帰分析を行ったところ、**対応する各領域において全て有意な関連**が認められた。
→市町村がより積極的な取組を行っている場合、センターの取組にも良い影響を与えている可能性が示唆される。

【②都道府県・市町村・センターに対する実効的なフィードバック方法の検討】

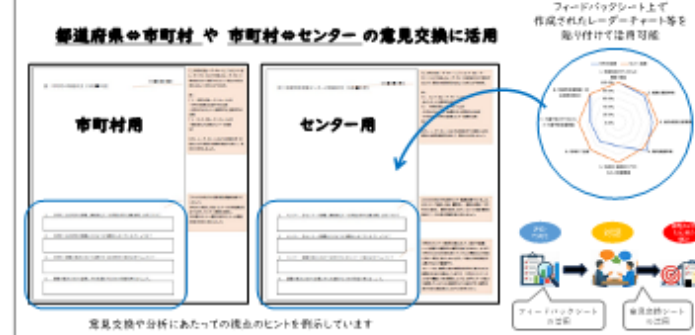
- 評価指標の目的や活用の留意点を明記

- ◆ 評価指標はセンターに対する「指導」や「点数づけ」を目的としているものではない
- ◆ **対話を通じて認識を共有し、未来に向けた具体的な課題や対応策を検討していくために活用する**

- 都道府県・市町村・センターそれぞれの活用視点や活用方法を示したフィードバック用紙の作成・送付



- 対話を促すツールとして作成した意見交換シート



【③新指標の効果的な活用および展開のあり方に関する検討】

- 次年度以降は、全国の自治体における結果の共有を前提とした運用とすることで、**類似した特徴を有する他自治体やセンターとの比較を可能とする**方向性となった。
- インセンティブ交付金評価指標に運動した項目に関しては、特にセンター指標において実施割合が高く、差が生じにくい項目も多く含まれていることが明らかになった。
→インセンティブ交付金評価指標へ反映する意義の高い項目や方法については、今後も検討が必要。
- 各自治体における**新指標の活用方法やPDCAサイクルの運用に関する好事例**の情報収集を行い、モデルケースを提示していくことが望まれる。

都道府県・市町村・地域包括支援センターの意見交換シート

都道府県⇔市町村 や 市町村⇔センター の意見交換に活用できます

フィードバックシート上で
作成されたレーダーチャート等を
貼り付けてご活用いただけます

図：市町村の取組状況（令和●年度）

令和●年●月●日

市町村用

「2.市町村別レーダーチャート」、「4.センター別レーダーチャート」にて作成したレーダーチャート等を貼り付けて提示することで、現在の状況を見える化して示すことができます。

例：
「2.市町村別レーダーチャート」より
・市町村指標と全国平均の比較
・市町村内のセンター指標平均と全国平均の比較
「4.センター別レーダーチャート」より
・機能強化が必要なセンターを把握
など

ただし、レーダーチャートのみでは判断せず、対話しながら個別の指標を確認する等して、現状の分析をお願いします。

これらの分析はできる限り関係職員全員で行いましょう。
市町村で検討した後、センターとの分析結果を比べながら、センターと意見交換し、次年度のセンター運営方針やセンターの事業計画の策定に活かしましょう。

- 市町村：自市町村の課題（機能強化すべき分野や活動目標）は何ですか？
- 市町村：自市町村の課題はどのような背景から生じているでしょうか？
- 市町村：課題の解決に向けて活用できる自市町村の強みは何でしょうか？
- 課題の解決に向けた目標とそれを達成するための取組を考えましょう。

図：地域包括支援センターの取組状況（令和●年度）

令和●年●月●日

センター用

「2.市町村別レーダーチャート」、「4.センター別レーダーチャート」にて作成したレーダーチャート等を貼り付けて提示することで、現在の状況を見える化して示すことができます。

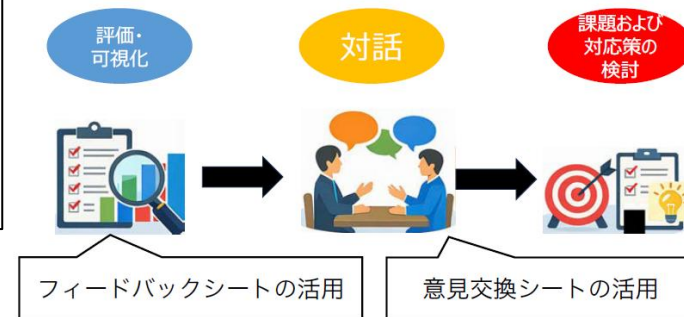
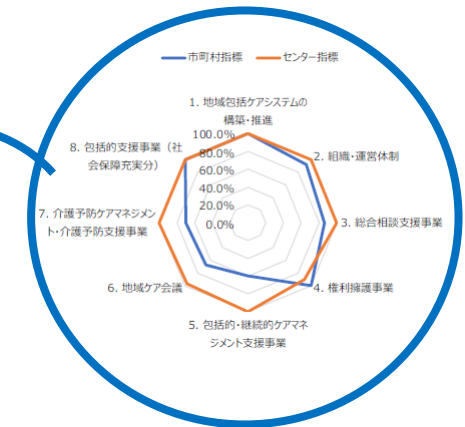
例：
「4.センター別レーダーチャート」より
・各センターと全国平均の比較
「2.市町村別レーダーチャート」より
・市町村内のセンター指標平均と全国平均の比較
・市町村別の市町村指標とセンター指標の比較
など

ただし、レーダーチャートのみでは判断せず、対話しながら個別の指標を確認する等して、現状の分析をお願いします。

これらの分析はできる限りセンター職員全員で行いましょう。
自センターで検討した後、市町村との分析結果を比べながら、意見交換し、次年度の事業計画の策定に活かしましょう。

市町村とセンターの意見交換において、意見や指導といった姿勢では建設的な意見交換になりません。あくまで、市町村における地域包括ケアシステムの構築および推進に向け、横断に協力しながら、今後の方針を検討する場とすることが重要です。
本シートでは、意見交換の場を効果的に使うためにも事前の準備が不可欠ですが、市町村とセンターのこれまで構築してきた関係によっては、まずセンターの強みや課題についてから確認することと有効です。意見交換の内容は適宜修正しながらご活用ください。

- センター：自センターの課題（機能強化すべき分野や活動目標）は何ですか？
- センター：自センターの課題はどのような背景から生じているでしょうか？
- センター：課題の解決に向けて活用できる自センターの強みは何でしょうか？
- 課題の解決に向けた目標とそれを達成するための取組を考えましょう。



意見交換や分析にあたっての視点のヒントを例示しています

単に結果を貼り付けて渡すのではなく、
結果をもとに、各市町村・各センターの強みや課題を引き出すような意見交換を重ね、
事業や体制の必要な見直しについてともに考えていくことが重要です

フィードバックシートや意見交換シートを用いた評価の視点（例）

【地域包括支援センター】

- 全国や市の平均と比べて、自センターが特にがんばって取り組んでいることは？
- さらに取り組んでいきたいが、課題を感じていることは？ 市に伝えたいことは？



対話

【市町村】

- 自市内のセンターの特徴は？
- センター同士での役割分担・連携ができていることや、フォローが必要なことは？
- センターが市へ求める支援や、市の方針に対して感じていることは？ 市に必要な体制は？



対話

【都道府県】

- 自県内の市町村・センターの状況は？
- 事業評価やセンターとの対話に難しさを感じている市はないか？ 必要な支援は？



対話

【厚生労働省、地方厚生局】

- 全国的・地域的な傾向は？
- 都道府県、市町村、センターそれぞれにおける、望ましい評価の視点や活用方法は？

インセンティブ交付金評価指標との連動

インセンティブ交付金評価指標と連動している指標について、センターに比べ市町村は実施率が低い傾向
→より意義のある評価となるよう、事業評価との連動の方法について検討していく必要があると考えています

【市町村】

[illegible]

【センター】

[illegible]

令和8年度実施予定の調査研究

テーマ名：地域包括支援センターの機能強化に資する事業評価の効果的な推進に関する調査研究事業

実施団体名：一般社団法人東大看護学実装普及研究所

事業概要（公募時のもの）：

地域包括支援センターの事業評価については、令和6年6月に見直された新たな指標による評価・分析が令和7年度より開始したところ。

本事業では、令和7年度地域包括支援センター運営状況調査のデータ分析・フィードバックの内容を踏まえ、都道府県及び市町村、地域包括支援センターに対するより効果的なフィードバックの方法の検討、分析ツールの改修、保険者機能強化推進交付金及び介護保険保険者努力支援交付金の評価指標への反映内容の検討を行う。また、都道府県及び市町村、地域包括支援センターにおけるデータ活用や事業評価の好事例に関するヒアリング調査を行い、各地域における地域包括支援センターの機能強化に資する事業評価の手法についてガイドラインの策定及び周知資料の作成（動画作成または研修会実施を想定）を行う。

※令和8年度老人保健事業推進費等補助金（老人保健健康増進等事業分）により実施

4

(参考) 制度改革

1. ③ 頼れる身寄りがない高齢者等への相談支援機能等の強化 1. ④ 成年後見制度等の適切な利用の支援

現状・課題

- 福祉の各領域（介護・障害・生活困窮）における既存の支援体制の枠組みにおいて、**頼れる身寄りがない者からの相談が寄せられた場合に対応はしているものの、積極的な体制整備が行われていない現状**があり、現在、居宅介護支援事業所においてやむを得ず実施せざるを得ない法定外業務（いわゆるシャドウワーク）に係る生活ニーズについても、**地域全体として対応していく必要**がある。
- **成年後見制度が必要なくなったときに利用を終了することが可能な制度へと見直されることを踏まえ**、判断能力が不十分な者が、成年後見制度や地域における権利擁護事業を適切に利用できるよう、**権利擁護に関わる地域の関係機関・民間団体等の連携協力体制を構築する必要がある**。

見直し内容

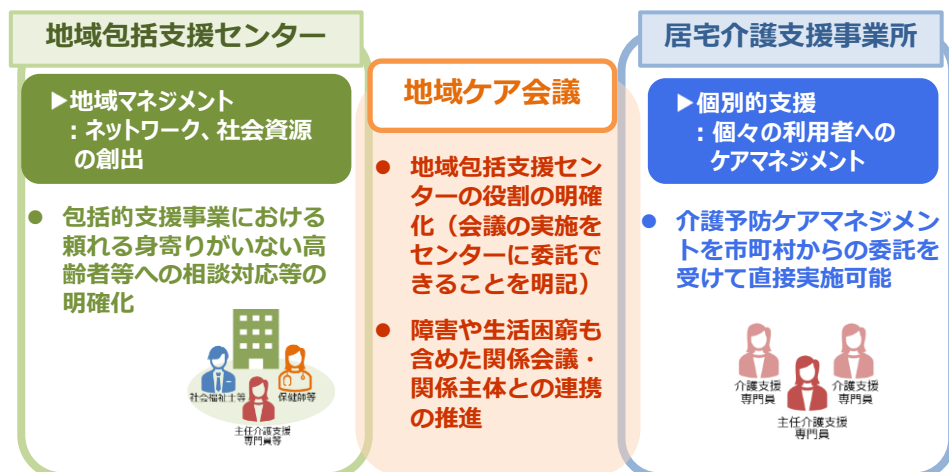
<頼れる身寄りがない高齢者等の支援体制の整備>

- 地域における頼れる身寄りがない高齢者等の相談支援体制の整備及び地域資源の活用・開発を推進する観点から、
 - ・ 頼れる身寄りがない高齢者等からの相談対応について、介護保険制度の**包括的支援事業（総合相談支援事業）の相談対象として明確化等**するとともに、各市町村で地域課題として議論し実効的な課題解決を行うため、圏域ごとの体制づくりを行う観点から、**地域ケア会議の実施を地域包括支援センターに委託できることを明記**し、障害や生活困窮等の他分野も含めた**関係会議・関係主体との連携を推進**する。
 - ※ あわせて、地域包括支援センターと居宅介護支援事業所の協働・役割分担をさらに進めるため、介護予防・日常生活支援総合事業に係る第一号介護予防支援事業（**介護予防ケアマネジメント**）について、**居宅介護支援事業所も市町村から委託を受けて直接実施することを可能とする**。
 - ・ 頼れる身寄りがない高齢者等からの相談対応について、**生活困窮者自立相談支援事業や障害者相談支援事業の対象として明確化等**するとともに、生活困窮者の見守りも含めた居住の支援を行う**地域居住支援事業の対象となることを明確化**する。

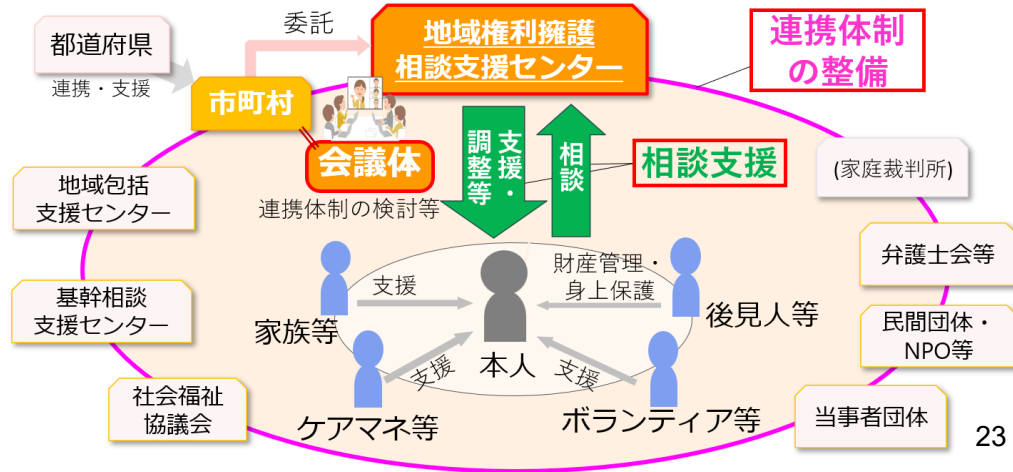
<判断能力が不十分な者の支援体制の整備>

- 判断能力が不十分な者が成年後見制度や地域における権利擁護事業を適切に利用できるよう支援するため、**権利擁護に携わる支援関係者や本人等に対する相談支援及び地域の関係機関・民間団体の連携体制の整備に関する事務を市町村の努力義務とする**とともに、地域における権利擁護制度の適切な利用の支援の中核的な役割を担う機関として、これらの事務を行うことを目的とする**地域権利擁護相談支援センター**やこれらの事務の効果的な実施のために必要な情報の交換や、地域における連携体制の整備に関する検討等を行う**会議体**を設置できるようにする（センター・会議には秘密保持義務。）。

「介護分野での支援体制のイメージ」



「判断能力が不十分な者の支援体制のイメージ」



おわりに

地域によって、地域包括支援センターの数も、直営・委託や機能の別も、社会資源の状況も異なるなかで、点数だけの単純な比較はできません。

大切なのは、各評価項目の背景にある、実際の取組、工夫、課題などを、センター、市町村、都道府県で互いに対話しながら見出していくことだと考えます。

評価指標が見直されたこの機会に、ぜひ新たな気持ちで対話を重ね、意識の共有や関係構築、事業の改善・見直し、支援体制の整備などにつなげていただければ幸いです。